

第11期 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2024年6月25日（火曜日）午前10時

場所 | 東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
当社本店地下1階会議室

目次

第11期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類及び計算書類	30
監査報告	68
株主総会参考書類	75

証券コード 3291
(発送日) 2024年6月10日
(電子提供措置開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
飯田グループホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 井 雅 史

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ighd.co.jp/ir/shareholder-meeting.html>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会関連資料」よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<http://d.sokai.jp/3291/teiiji/>

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止の観点から、本定時株主総会へのご出席につきまして、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席をお控えいただく場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
当社本店地下1階会議室

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第11期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎株主懇親会及び粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇が景気の下押し圧力となっていたものの、足許では賃上げの動きが見られるなど、景気回復への期待感が高まってきました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東地域での緊張の高まりは、特にエネルギー、食糧価格に影響を及ぼし、経済環境の先行きを不透明にしております。

当不動産業界におきましては、実質賃金の低下が続く中で、建築コスト高騰等により住宅販売価格が上昇したことで、住宅需要が低迷しております。一方、供給面は、分譲戸建住宅の市中在庫が依然として過剰な状況にあり、需給バランスの調整にしばらく時間がかかる見通しです。

このような厳しい事業環境が続くなか、当社グループは、引き続き基本戦略である「コア事業の競争力強化」と「事業ポートフォリオの拡大」を推進してまいりましたが、当第4四半期には事業環境の変化によるリスク回避のため、適正な在庫保有水準を維持することを優先し、販売価格の調整により完成在庫の早期販売をおこないました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は1兆4,391億80百万円（前期比0.0%減）、営業利益は591億74百万円（前期比42.2%減）、税引前利益は556億53百万円（前期比47.8%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は372億4百万円（前期比50.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	件数	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
一建設グループ			
(区分) 戸建分譲事業	10,277	301,154	△2.7
マンション分譲事業	674	27,391	△6.8
請負工事業	1,513	37,855	△9.4
その他	—	27,691	41.1
小計	12,464	394,092	△1.6
飯田産業グループ			
(区分) 戸建分譲事業	6,166	219,303	0.7
マンション分譲事業	460	22,972	7.9
請負工事業	240	6,319	△21.0
その他	—	9,242	△13.3
小計	6,866	257,837	0.0
東栄住宅グループ			
(区分) 戸建分譲事業	4,719	172,252	1.2
マンション分譲事業	52	613	△90.5
請負工事業	292	15,566	50.1
その他	—	2,526	13.5
小計	5,063	190,959	0.9
タクトホームグループ			
(区分) 戸建分譲事業	5,522	177,066	3.4
マンション分譲事業	—	—	—
請負工事業	83	2,340	24.2
その他	—	2,662	27.7
小計	5,605	182,069	3.9

セグメントの名称	件数	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
アーネストワングループ			
(区分) 戸建分譲事業	10,449	257,286	0.1
マンション分譲事業	500	20,352	△28.5
請負工事事業	430	11,944	19.0
その他	—	674	44.9
小計	11,379	290,257	△2.0
アイディホーム			
(区分) 戸建分譲事業	3,340	89,649	12.8
マンション分譲事業	36	1,639	—
請負工事事業	29	585	△44.9
その他	—	345	△42.4
小計	3,405	92,221	13.6
その他 (注) 4			
(区分) 戸建分譲事業	20	732	△88.0
マンション分譲事業	18	551	10.1
請負工事事業	—	1,233	342.7
その他	—	29,225	△11.4
小計	38	31,743	△20.4
(区分計) 戸建分譲事業	40,493	1,217,445	0.5
マンション分譲事業	1,740	73,520	△14.7
請負工事事業	2,587	75,844	3.3
その他	—	72,370	5.4
総合計	44,820	1,439,180	△0.0

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 戸建分譲事業には、戸建住宅のほか、宅地等が含まれます。マンション分譲事業には、分譲マンション (JV持分含む) のほか、マンション用地等が含まれます。請負工事事業には、注文住宅のほか、リフォームやオプション工事等が含まれます。
3. 請負工事事業等の売上収益は、一定期間にわたり履行義務が充足されることに伴って認識される収益ですが、件数はいずれの区分も資産の引渡し件数を記載しております。
4. 「その他」のセグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファーストウッドグループ及びRFPグループの木材製造事業等、ホームトレードセンター(株)及び当社の事業に係るもの等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は259億47百万円（使用権資産を含む）であり、その主なものは、タクトホームグループにおける大和市南林間西口第三ビルの取得等に係る設備投資58億8百万円及び一建設グループにおけるエストレーヴ文京神楽坂の取得等に係る設備投資44億73百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は事業用土地購入費であります。

当連結会計年度において、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を総額5,243億69百万円締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入残高合計は2,611億67百万円であります。

なお、その他の短期借入金及び長期借入金の残高合計は3,323億84百万円であり、当連結会計年度末の借入実行残高は5,935億51百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の完全子会社であるタクトホーム(株)は、2023年10月31日付で(株)ファーストライフの全株式を取得し、完全子会社としました。

当社の連結子会社である合同会社カブレジデンシャル1号は2023年7月31日付で解散したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2021年 3 月期)	第 9 期 (2022年 3 月期)	第 10 期 (2023年 3 月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売 上 収 益 (百万円)	1,456,199	1,386,991	1,439,765	1,439,180
営 業 利 益 (百万円)	121,263	153,306	102,332	59,174
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円)	83,316	103,381	75,596	37,204
基本的 1 株当たり 当期利益	288円91銭	358円49銭	264円27銭	132円57銭
資 産 合 計 (百万円)	1,474,931	1,708,668	1,765,618	1,811,179
資 本 合 計 (百万円)	859,869	935,831	967,732	972,279
1 株当たり親会社 所有者帰属持分	2,974円94銭	3,233円68銭	3,427円77銭	3,466円09銭

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。
2. 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。
3. 第10期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われたことに伴い、第9期の「財産及び損益の状況」における当該暫定的な会計処理に関連する数値については、暫定的な会計処理の確定の内容が反映されております。
4. 第11期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われたことに伴い、第10期の「財産及び損益の状況」における当該暫定的な会計処理に関連する数値については、暫定的な会計処理の確定の内容が反映されております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
一建設 グループ	一建設(株)	3,298	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業 投資用収益物件開発 販売事業
	住宅情報館(株)	100	100.0 (100.0)	請負工事事業
	住宅情報館フィナンシャルサービス(株)	80	100.0 (100.0)	保険代理店事業 貸金業
	(株)リビングコーポレーション	100	100.0 (100.0)	投資用収益物件開発 販売事業
飯田産業 グループ	(株)飯田産業	2,000	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業 ホテル事業
	(株)ファミリーライフサービス	1,000	100.0 (100.0)	貸金業
	パラダイスリゾート(株)(注)3	108	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 マンション分譲事業 不動産賃貸事業 ゴルフ場事業
	(株)ユニバーサルホーム	491	100.0 (100.0)	請負工事事業 フランチャイズ事業 (加盟店の募集、指導育成、資材販売)

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東 栄 住 宅 グ ル ー プ	(株) 東 栄 住 宅	7,819	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	東栄ホームサービス(株)	50	100.0 (100.0)	リフォーム等の請負 工事事業 住宅メンテナンス事業
	(株) 東 栄 ラ ン ド	30	100.0 (100.0)	土木事業 住宅基礎事業 地盤関連事業 不動産事業
	(株) 東 栄 ビ ル ド	50	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	(株) 第 一 工 業	62	100.0 (100.0)	柱状改良工事事業 表層改良工事事業 鋼管杭工事事業 杭打ち工事事業
	(株) 第 一 建 商	20	100.0 (100.0)	柱状改良工事事業 表層改良工事事業 鋼管杭工事事業
	ジ オ ラ フ タ ー (株)	10	100.0 (100.0)	地盤調査事業 環境調査事業 汚染除去工事事業
タ ク ト ホ ー ム グ ル ー プ	タクトホーム(株)	1,429	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	(株) ソ リ ド ・ ワ ン	50	100.0 (100.0)	宅地造成工事事業 給排水工事事業
	ティーアラウンド(株)	50	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	(株)ファーストライフ(注)4	80	100.0 (100.0)	新築オプション事業 リフォーム事業 太陽光発電機器の施 工・販売
ア ー ネ ス ト ワ ン グ ル ー プ	(株) ア ー ネ ス ト ワ ン	4,269	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業
	(株) エ イ ワ ン プ ラ ス	60	100.0 (100.0)	住宅設備機器販売事業 住宅メンテナンス事業
	(株)ア ー ネ ス ト ウ イ ン グ	30	100.0 (100.0)	請負工事事業 大工育成 ロジスティクス事業
アイディホーム	アイディホーム(株)	879	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
その他	ファーストウッド(株)	498	100.0	集成材製造・プレカット加工等の木材製造事業
	ファーストプライウッド(株)	370	98.0 (98.0)	単板積層材(LVL)等の木材製造事業
	青森プライウッド(株)	270	99.1 (99.1)	単板積層材(LVL)等の木材製造事業
	R F P (B V I)	587 百万 米ドル	75.0	林産・木材加工会社の持分を保有する持株会社
	D a l l e s p r o m	743 百万 露ルーブル	100.0 (100.0)	原木生産・販売
	A L K	1,769 百万 露ルーブル	100.0 (100.0)	木材加工
	ホームトレードセンター(株)	290	100.0	戸建分譲事業 不動産仲介事業
	I G ウ イ ン ド ウ ズ (株)	150	100.0	複層ガラスの製造販売事業
	ファーストプラス(株)	77	100.0	システムキッチン等住宅設備機器の製造販売事業
	(株)オリエント	200	100.0	内装建材(ドア・フロア・階段・収納等)の製造販売
	合同会社Hale(注)6	0	99.9	不動産信託受益権の取得、保有及び処分
	その他16社			

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。
 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 3. パラダイスリゾート(株)は、2023年7月7日付で増資を行ったことにより、資本金が増加しております。
 4. 2023年10月31日付で、当社の完全子会社であるタクトホーム(株)が(株)ファーストライフの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
 5. 当社の連結子会社である合同会社カブクレジデンシャル1号は2023年7月31日付で解散したため、重要な子会社から除外しております。
 6. 2023年5月30日付で、合同会社Haleを設立しております。

(4) 対処すべき課題

① コア事業の競争力強化と事業ポートフォリオの拡大

当社グループは、“人生100年時代”に向けて既存ビジネスモデルを進化させ、持続可能な社会の実現と企業の持続的な成長との両立を図るべく、「コア事業の競争力強化」と「事業ポートフォリオの拡大」の2つを経営の基本戦略として推進してまいります。

中核事業である戸建分譲事業においては、「誰もが当たり前前に家を買える社会」を実現するために、グループ内に資材製造会社を保有している強みを活かして、住宅品質の向上とコストダウンの両立を図り、更なる競争力の強化を図ります。

また、収益基盤を安定化させるために、経済成長が見込まれる地域を中心として海外事業展開を加速させるとともに、当社物件のオーナー様を対象としたメンテナンス・リフォーム事業や、戸建賃貸事業を含む収益不動産事業など、ストック型ビジネスを強化していく方針です。

② サステナビリティ経営の推進

当社グループは、持続可能な社会の実現と企業の持続的成長の両立を図るべく、サステナビリティ基本方針に基づき、サステナビリティ経営を推進しております。気候変動、人的資本への取組みをはじめ、マテリアリティ（重要課題）への対応を推進してまいります。

当社グループのマテリアリティ（重要課題）

	マテリアリティ	主な取組み内容
企業と組織 (G)	健康的で働きがいのある職場環境の維持	ワークライフバランスの推進 人材育成と雇用の確保
	法令・規則の厳格な遵守と公平公正な企業活動及びリスク管理	リスクマネジメント体制の構築
社会 (S)	誰もが安全・快適・健康に暮らせる住環境の実現	誰もが家を持てる社会の実現
		安全性の高い住環境の創出
		健康に暮らせる住環境の創出
		住宅の長寿命化・資産価値の維持
環境 (E)	地球環境保全・クリーンエネルギーへの貢献	温室効果ガスの削減
		商品・サービスによるエネルギー効率の改善

③ 事業環境変化に対応できる財務健全性の維持

資本コストや株価を意識した経営を考慮しつつも、経済環境の不確実性が高まっている状況においては、お客様に長期にわたり利用される商品の供給者としての責任を自覚し、経済環境の変動に対応できる財務健全性の維持に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業を主な事業としており、当社と主要な関係会社の当該事業における位置付けは「(3) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(6) 主要な営業所等 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号

② 子会社

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
一 建 設 グ ル ー プ	一 建 設 (株)	本 社：東京都豊島区 (本店所在地：東京都練馬区) 支 社：愛知県名古屋市、大阪府吹田市 営業所：114店舗
	住 宅 情 報 館 (株)	本 社：神奈川県相模原市 営業所：58店舗
	住宅情報館フィナンシャルサービス(株)	本 社：神奈川県相模原市
	(株)リビングコーポレーション	本 社：東京都渋谷区 支 店：愛知県名古屋市、福岡県福岡市
飯 田 産 業 グ ル ー プ	(株) 飯 田 産 業	本 社：東京都武蔵野市 支 店：5店舗 営業店：13店舗 営業所：69店舗 ホテル：宮古島来間リゾート シーウッドホテル (沖縄県)、江の島ホテル (神奈川県)
	(株)ファミリーライフサービス	本 社：東京都武蔵野市 営業所等：28店舗
	パ ラ ダ イ ス リ ゾ ー ト (株)	本 社：東京都武蔵野市 事業所：1ヶ所 ゴルフ場：イーストウッドカントリークラブ (栃木県)
	(株)ユニバーサルホーム	本 社：東京都中央区 営業店：直営店15店舗 フランチャイズ：73店舗 事務所：1ヶ所

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
東栄住宅グループ	(株) 東 栄 住 宅	本 社：東京都西東京市 支 店：3店舗 営業所：63店舗
	東 栄 ホ ー ム サ ー ビ ス (株)	本 社：東京都小平市 事業所：8ヶ所
	(株) 東 栄 ラ ン ド	本 社：千葉県松戸市 営業所：4店舗
	(株) 東 栄 ビ ル ド	本 社：神奈川県川崎市 営業所：1店舗
	(株) 第 一 工 業	本 社：千葉縣市川市 営業所：1店舗
	(株) 第 一 建 商	本 社：千葉縣市川市
	ジ オ ラ フ タ ー (株)	本 社：千葉縣市川市
タクトホームグループ	タ ク ト ホ ー ム (株)	本 社：東京都西東京市 営業所：61店舗
	(株) ソ リ ド ・ ワ ン	本 社：東京都西東京市 営業所：2店舗
	テ ィ ー ア ラ ウ ン ド (株)	本 社：東京都西東京市 営業所：8店舗
	(株) フ ェ ー ス ト ラ イ フ	本 社：東京都練馬区 営業所：5店舗
アーネストワングループ	(株) ア ー ネ ス ト ワ ン	本 社：東京都西東京市 営業所：111店舗
	(株) エ イ ワ ン プ ラ ス	本 社：東京都西東京市 営業所：7店舗
	(株) ア ー ネ ス ト ウ イ ン グ	本 社：東京都西東京市 営業所：6店舗
アイディホーム	ア イ デ ィ ホ ー ム (株)	本 社：東京都新宿区 営業所：39店舗

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
そ の 他	ファーストウッド(株)	本 社：東京都武蔵野市 工 場：3ヶ所 営業所：1店舗
	ファーストプライウッド(株)	本 社：青森県上北郡六戸町 工 場：1ヶ所
	青 森 プ ラ イ ウ ッ ド (株)	本 社：青森県上北郡六戸町 工 場：1ヶ所
	R F P グ ル ー プ	本 社：ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市 工 場：ロシア連邦ハバロフスク地方アムールスク市
	ホームトレードセンター(株)	本 社：東京都武蔵野市 営業所：37店舗
	I G ウ イ ン ド ウ ズ (株)	本 社：東京都武蔵野市 工 場：3ヶ所 営業所：4店舗
	ファーストプラス(株)	本 社：東京都武蔵野市 工 場：2ヶ所 営業所：4店舗
	(株) オ リ エ ン ト	本 社：群馬県沼田市 工 場：3ヶ所

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(人)	前連結会計年度末比 増減
一 建 設 グ ル ー プ	2,738	50人減
飯 田 産 業 グ ル ー プ	1,878	62人増
東 栄 住 宅 グ ル ー プ	1,129	66人増
タクトホームグループ	1,209	150人増
アーネストワングループ	2,012	351人増
アイディホーム	702	18人減
そ の 他	3,581	235人減
全 社 (共 通)	117	4人増
合 計	13,366	330人増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社の従業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	204,869百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	155,037百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	70,960百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	27,486百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	19,598百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	19,312百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,783百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	10,289百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	6,493百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	5,920百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 1,100,000,000株

② 発行済株式の総数 280,379,057株

(注) 2023年7月24日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて8,000,000株減少しております。

③ 株主数 28,865名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
飯 田 興 産 株 式 会 社	52,970,373株	18.89%
西 河 洋 一	29,143,120株	10.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26,323,400株	9.39%
森 和 彦	18,420,533株	6.57%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RESILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	12,719,300株	4.54%
有 限 会 社 K . フ ォ レ ス ト	11,662,080株	4.16%
飯 田 和 美	8,350,340株	2.98%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	7,226,700株	2.58%
山 本 商 事 株 式 会 社	6,642,000株	2.37%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,810,152株	2.07%

(注) 持株比率は自己株式（459株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2022年5月24日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 8,000,000株
取得価額の総額	18,108百万円
取得した期間	2022年5月25日から2023年5月24日まで

ロ. 自己株式の消却

2023年7月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 8,000,000株
自己株式消却額	18,108百万円
消却した日	2023年7月24日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	兼井雅史	グループ事業推進本部長 ホームトレードセンター(株)代表取締役会長 ファーストウッド(株)代表取締役会長 ファーストプライウッド(株)取締役 IGウインドウズ(株)取締役 ファーストプラス(株)取締役 アイディホーム(株)取締役会長
代表取締役専務	西野弘	管理本部長 (株)東栄住宅取締役 東栄ホームサービス(株)取締役相談役 住宅新興事業協同組合理事 (株)アーネストワン取締役
取締役専務	堀口忠美	一建設(株)代表取締役社長 住宅情報館(株)代表取締役副社長 第一住宅協同組合理事 (株)リビングコーポレーション取締役
取締役	松林重行	(株)アーネストワン代表取締役社長 第一住宅協同組合理事 (株)エイワンプラス取締役 (株)アーネストウイング取締役
取締役	小寺一裕	タクトホーム(株)代表取締役社長兼営業本部長 (株)ソリド・ワン取締役 BMM(株)代表取締役社長
取締役	佐藤千尋	(株)東栄住宅代表取締役社長兼社長執行役員 東栄ホームサービス(株)代表取締役社長 一般社団法人全国住宅産業協会理事
取締役	築地重彦	(株)飯田産業代表取締役社長兼一般管理本部長 パラダイスリゾート(株)監査役 (株)ファミリーライフサービス取締役 住宅新興事業協同組合代表理事
取締役	佐々木俊彦	—
取締役	村田奈々子	東洋大学教授 東洋大学副学長
取締役	佐々木新一	ベイシャンスキャピタルグループ(株)特別顧問 学校法人聖路加国際大学理事長
取締役	今井尚哉	内閣官房参与 三菱重工業(株)顧問 キャノングローバル戦略研究所研究主幹

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	石丸郁子	ホームトレードセンター(株)監査役
常勤監査役	島崎誠	—
監査役	田中千税	田中千税税理士事務所所長
監査役	藤田浩司	奥野総合法律事務所パートナー弁護士 イリソ電子工業(株)監査等委員

- (注) 1. 取締役佐々木俊彦氏、村田奈々子氏、佐々木新一氏及び今井尚哉氏は社外取締役であります。
2. 監査役田中千税氏及び藤田浩司氏は社外監査役であります。
3. 監査役田中千税氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社子会社において監査役の経験を有するものであります。
4. 2023年6月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、佐々木新一氏は社外監査役を辞任しております。
5. 当社は、社外取締役佐々木俊彦氏、村田奈々子氏、佐々木新一氏及び今井尚哉氏並びに社外監査役田中千税氏及び藤田浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 村田奈々子氏の戸籍上の氏名は、澤柳奈々子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、監査役、会計監査人、執行役員及びその他会社法上の重要な使用者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を補償します。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬の決定に関する方針

(a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、取締役会において、以下のとおり取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、第5期より運用しております。

取締役の報酬については、基本報酬となる「固定報酬」と、業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」によって構成されており、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、同業あるいは同規模の他企業における役員報酬水準を参考にするほか、会社の業績及び各取締役の役位、職責、在任期間等を踏まえた適正な水準となるよう設定しております。その報酬総額は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会において決定しております。

監査役の報酬については、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、株主総会において承認された範囲内で、その職責、位置づけ等を踏まえ、定額報酬として経験及び職位に応じて定められた額を支給しております。

(b) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

役職ごとの方針として、前述のとおりですが、業務執行から独立した立場である独立社外取締役の報酬は業績連動報酬が相応しくないため、固定報酬のみとしております。

また、監査役の報酬についても前述のとおりです。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有し、取締役（独立社外取締役を除く）の報酬等については取締役会が「固定報酬算定表」及び「業績連動報酬総額上限の算定方法」を決定したうえで、個別報酬額の決定については、その範囲内で代表取締役社長に一任しております。

また、独立社外取締役の報酬等については、取締役会で固定報酬のみとする方針を定め、代表取締役社長に個別報酬額の決定を一任しております。

当事業年度においては、2023年5月の取締役会で、代表取締役社長の兼井雅史氏に取締役の個別報酬額の具体的内容を委任する旨の決議をしております。委任する権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び担当事業の業績を踏まえた報酬の評価配分であり、これら権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、当社では独立社外取締役が4名おり、指名や報酬の決定を通じた業務執行の適切な評価と、評価等を通じた将来志向のインセンティブ付けによる監督のほか、助言や議決権行使による業務執行の意思決定への関与といった役割や機能を果たしております。各取締役の報酬等についても、独立社外取締役が適宜確認できる体制となっているため、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬等の額の決定に関する方針の決定権限は、監査役会が有し、その職責、位置づけ等を踏まえ、定額報酬として経験及び職位に応じた額を支給するとの方針を定め、監査役会における監査役相互の協議にもとづき、個別報酬額を決定しております。

- (d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等
 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等は設置していません。
- (e) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針
 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関しては、前述のとおり、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮する方針としております。
- (f) 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選定した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法
 事業年度毎の環境変化に適応しながら、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして有効に機能させるため、主な子会社が中長期的に安定して事業規模を成長させたと仮定した場合の売上目標（理論値）に対する利益額実績の比率を指標とし、指標の算出に使用した利益額に指標の水準毎に予め定めた係数を乗じた額を業績連動報酬の総額上限として決定しております。

(g) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標についての目標は設定しておりませんが、当該指標が一定水準未満の場合、業績連動報酬が生じない制度設計としております。当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績は約8.0%と支給水準を満たしており、「業績連動報酬総額上限の算定方法」に従い業績連動報酬は支給されます。

(h) 役員報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

取締役の報酬等の総額については、2014年6月27日の株主総会において年額1,200百万円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名）で決議され、監査役の報酬等の総額については、2017年6月27日の株主総会において年額70百万円以内（当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名）で決議されております。

(i) 報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度の取締役（独立社外取締役を除く）の報酬等については、2017年3月の取締役会において、「固定報酬算定表」及び「業績連動報酬総額上限の算定方法」を制定、2022年4月に改定をおこない、その範囲内での個別報酬額の決定を、2023年5月の取締役会において代表取締役社長に一任する決議を行っております。

当事業年度の独立社外取締役の報酬等については、2023年5月の取締役会において、その個別報酬額の決定を、代表取締役社長に一任する決議を行っております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (5)	170百万円 (29)	193百万円 (-)	-百万円 (-)	364百万円 (29)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	65 (10)	- (-)	- (-)	65 (10)
合 計 (うち社外役員)	12 (8)	235 (39)	193 (-)	- (-)	429 (39)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第1期定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬額は、2017年6月27日開催の第4期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

- ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村田奈々子氏は、東洋大学教授であり同大学副学長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐々木新一氏は、ペイシャンスキャピタルグループ(株)特別顧問、学校法人聖路加国際大学理事長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役今井尚哉氏は、内閣官房参与、三菱重工業(株)顧問、キャノングローバル戦略研究所研究主幹であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役田中千税氏は、田中千税税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤田浩司氏は、奥野総合法律事務所パートナー弁護士、イリソ電子工業(株)監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	佐々木 俊彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地及び経営アドバイザーを務めた経験から、報告事項や決議事項について適宜質問し、積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	村田 奈々子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち、17回に出席いたしました。主に西洋史学の専門家としての高度な知見に加え、大学教授としての豊富な経験から、報告事項や決議事項について適宜質問し、積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	佐々木 新 一	2023年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち、12回に出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、報告事項や決議事項について適宜質問し、積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	今 井 尚 哉	2023年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち、12回に出席いたしました。主にエネルギー環境・産業政策の専門家としての高度な知見に加え、民間企業やシンクタンクでの豊富な経験から、報告事項や決議事項について適宜質問し、積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	田 中 千 税	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	藤 田 浩 司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち、17回に、監査役会14回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	98百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	429百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、RFPグループについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、サステナビリティ勉強会に係る講師委託業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、法令遵守や企業倫理の徹底を図るため「飯田グループ行動基準」を定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、これをグループの全役員及び使用人に配付する。
 - (2) コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンスの状況について検証を行うとともに、コンプライアンスプログラムの企画・立案・実施等を通じて、コンプライアンスの充実・徹底を図る。
 - (3) 内部監査室は、子会社の内部監査部門と連携を図り、内部監査規程に基づく監査を行い、経営に重要な影響を及ぼすと思われる事項については、社長、監査役及びグループ経営会議等に報告する。
 - (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する報告体制として内部通報制度を構築し、社内外に通報窓口を設置するとともに、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - (5) 当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、各社の監査役及び監査役会の監査方針及び監査計画に基づき監査を受ける。また、監査役は、グループ内の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会は、稟議書及び議事録等の取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存管理する体制を構築し、文書管理規程に定めるとともに、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、整理・保存する。
 - (2) 監査役会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理に係る社内規程を含む体制等を整備するとともに、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
 - (2) 当社及び子会社の取締役及び各部署の責任者は、担当する業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、定期的な見直しを行う。

- (3) 当社及び子会社の社長を構成メンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・管理するとともに、委員会を構成する組織としてリスク管理やコンプライアンスを協議・統制する部会を各々設置し、効果的かつ効率的なリスクマネジメントを実施する。
- (4) グループ全体の重要なリスクについては、リスクマネジメント委員会で十分討議し対策を検討するほか、特に重要なものについては取締役会で審議する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会及びグループ経営会議を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、各責任者及びその責任、執行手続きについて定めるほか、法令上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、職務権限規程で取締役等に業務執行の決定権を委任しており、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の代表取締役及び取締役会は、他の取締役の職務執行の監視・監督を行うとともに、重要な事項について当社の取締役会に報告する。
- (2) 子会社から当社への報告事項等を定めた関係会社管理規程を設け、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援するとともに、報告制度等によりグループ全体の業務の適正を管理する。
- (3) 子会社の管理状況及び業務活動については、当社及び子会社において監査役の監査及び内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金などの改定については、監査役会の同意を得た上で決定する。
- (2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の役員及び使用人等は、当社グループの業績等に著しい損害を及ぼす恐れのある重要な事項について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 子会社の運営状況や重要な不正行為等については、取締役会やグループ経営会議等を通じて定期的に監査役に報告するとともに、監査役の求めがある場合は随時報告を行うものとする。
 - (3) 内部通報窓口への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役へ通報を希望する場合は速やかに監査役に報告する。
 - (4) 当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。また、被通報者に対しても、事の真意が明らかになるまでは、当該報告がされたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと判断した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、グループ経営会議及びその他の重要会議に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対し、その説明を求めることができる。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催するとともに会計監査人、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、当社及び子会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に基づき、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体、個人に対しては毅然とした態度で対応し、一切の取引を行わないものとする。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス

「飯田グループ行動基準」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に法令や社会規範の遵守が企業活動の前提であることを示すとともに、全社員に対する「コンプライアンス・マニュアル」の配付やコンプライアンスに係る研修等を適宜実施することで、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を図っております。また、定期的にコンプライアンス部会を開催し、コンプライアンスプログラムの策定やグループ全体のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を審議したほか、内部監査部門による監査や内部通報制度の適切な運営等により、当社グループにおけるコンプライアンス態勢の整備並びに推進等を図りました。

2. リスク管理

当社及び主要子会社の社長等を構成メンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・管理するとともに、リスク管理部会とコンプライアンス部会を傘下に設置し、全社横断的な視点で、効率的かつ効果的なリスクマネジメントに取り組みました。また、リスク管理を含む社内規程を整備するとともに、定期的にリスク管理部会を開催し、所在するリスクの把握、施策の検討等により、当社グループにおけるリスクへの対応を図っております。

3. 子会社経営管理

当社取締役が主要子会社の取締役を兼務することで、株主への責任やグループ全体の視点から子会社経営に取り組む体制とし、当社グループにおける報告、管理体制の確立等、企業統治の枠組みを確保しております。また、「関係会社管理規程」等の制定により、その重要性に応じて当社が決裁すべき事項と報告を受けるべき事項を明確化し、もってグループ全体の業務に係る適切な運営及び管理を確保する体制を整備しております。

4. 効率的な職務執行体制

定期的な取締役会やグループ経営会議等の開催に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、業務の効率的な執行を図るほか、取締役の職務執行状況を監督しております。また、当社及び子会社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図っております。

5. 監査役監査体制

監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、必要に応じて取締役、使用人等にヒアリング等を行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行うことにより企業統治体制の確立に努めております。また、代表取締役等との定期的な意見交換、並びに、会計監査人及び内部監査室等内部統制に係る組織との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務を遂行しております。

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,298,552	流 動 負 債	480,047
現金及び預金	433,931	社債及び借入金	293,938
営業債権及びその他の債権	12,021	リース負債	7,282
契約資産	5,096	営業債務及びその他の債務	134,111
棚卸資産	818,356	その他の金融負債	5,251
営業貸付金及び営業未収入金	9,531	未払法人所得税等	9,844
未収還付法人所得税	35	契約負債	7,450
その他の金融資産	5,453	その他の流動負債	22,168
その他の流動資産	14,125	非 流 動 負 債	358,852
非 流 動 資 産	512,627	社債及び借入金	299,733
有形固定資産	126,067	リース負債	16,797
使用権資産	22,379	その他の金融負債	18,477
のれん	214,832	退職給付に係る負債	13,030
無形資産	13,973	引当金	5,350
投資不動産	59,064	繰延税金負債	4,234
その他の金融資産	53,180	その他の非流動負債	1,228
繰延税金資産	18,538	負 債 合 計	838,899
その他の非流動資産	4,591	資 本	
		親会社の所有者に 帰属する持分	971,818
		資本金	10,000
		資本剰余金	380,687
		利益剰余金	585,230
		自己株式	△1
		その他の資本の構成要素	△4,098
		非 支 配 持 分	460
		資 本 合 計	972,279
資 産 合 計	1,811,179	負 債 及 び 資 本 合 計	1,811,179

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	1,439,180
売 上 原 価	△1,229,562
売 上 総 利 益	209,618
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△150,525
そ の 他 の 営 業 収 益	3,979
そ の 他 の 営 業 費 用	△3,896
営 業 利 益	59,174
金 融 収 益	2,181
金 融 費 用	△5,702
税 引 前 利 益	55,653
法 人 所 得 税 費 用	△19,516
当 期 利 益	36,136
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	37,204
非 支 配 持 分	△1,068
当 期 利 益	36,136

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業の 活動体差額 の再測定	確定給付制度 の再測定
2023年4月1日残高	10,000	400,793	572,897	△13,506	168	△392
当期利益	-	-	37,204	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	2	296
当期包括利益合計	-	-	37,204	-	2	296
配当金	-	-	△25,316	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△4,602	-	-
自己株式の消却	-	△18,108	-	18,108	-	-
その他	-	18	430	-	-	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	-	△18,089	△24,885	13,505	-	-
非支配株主に係る売建プット・オプションによる変動 その他	-	△2,015	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変 動額合計	-	△2,015	14	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	△20,105	△24,871	13,505	-	-
2024年3月31日残高	10,000	380,687	585,230	△1	170	△96

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計			
2023年4月1日残高	△2,641	△2,865	967,318	413	967,732
当期利益	-	-	37,204	△1,068	36,136
その他の包括利益	△1,530	△1,232	△1,232	0	△1,231
当期包括利益合計	△1,530	△1,232	35,971	△1,067	34,904
配当金	-	-	△25,316	-	△25,316
自己株式の取得	-	-	△4,602	-	△4,602
自己株式の消却	-	-	-	-	-
その他の	-	-	448	-	448
所有者による拠出及び所有者への分配合計	-	-	△29,470	-	△29,470
非支配株主に係る売建プット・オプションによる変動	-	-	△2,015	1,103	△912
その他	-	-	14	11	25
子会社に対する所有持分の変動額合計	-	-	△2,001	1,114	△886
所有者との取引額等合計	-	-	△31,471	1,114	△30,357
2024年3月31日残高	△4,172	△4,098	971,818	460	972,279

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して作成しております。
 なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 50社
- ・主要な連結子会社の名称
 - 一建設(株)、(株)飯田産業、(株)東栄住宅、タクトホーム(株)
 - (株)アーネストワン、アイディホーム(株)
 - ファーストウッド(株)、RFP (BVI) 、ホームトレードセンター(株)
 - IGウインドウズ(株)、ファーストプラス(株)、(株)オリエント
 - 住宅情報館(株)、住宅情報館フィナンシャルサービス(株)
 - (株)リビングコーポレーション
 - (株)ファミリーライフサービス、パラダイスリゾート(株)
 - (株)ユニバーサルホーム
 - 東栄ホームサービス(株)、(株)東栄ランド、(株)東栄ビルド
 - (株)第一工業、(株)第一建商、ジオラフター(株)
 - (株)ソリド・ワン、ティーアラウンド(株)、(株)ファーストライフ
 - (株)エイワンプラス、(株)アーネストウイング
 - ファーストプライウッド(株)、青森プライウッド(株)
 - 合同会社Hale、Dallesprom、ALK

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用すべき関連会社はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表には、実務上の理由により、決算日が異なる子会社の財務諸表が含まれております。当該子会社の決算日は主に12月末です。連結財務諸表の作成に用いる子会社の財務諸表を当社と異なる決算日で作成する場合、その子会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引又は事象の影響については調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) デリバティブ以外の金融資産

イ. 当初認識及び測定

デリバティブ以外の金融資産は、当社グループが金融資産に関する契約の当事者となった取引日に認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

ロ. 分類

当社グループは、金融資産について、「償却原価で測定する金融資産」「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

(a) 負債性金融資産

償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記のいずれにも分類されないものについて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、会計上のミスマッチを解消又は大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産に対し、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合があります。

(b) 資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ハ. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価により測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。

また、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識していた累積損益について、負債性金融資産は純損益に、資本性金融資産は利益剰余金に振り替えております。

なお、資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

ニ. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

金融資産のステージ分類

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、貸倒引当金の認識・測定に当たっては、金融資産に関する信用リスクの著しい増加の有無及び信用減損の有無によって金融資産をステージに分類しております。

ステージ1：信用リスクの著しい増加が見受けられない。

ステージ2：信用リスクの著しい増加が見受けられるが、信用減損は見受けられない。

ステージ3：信用リスクの著しい増加、信用減損がともに顕在化している。

各ステージにおける予想信用損失の対象期間

当社グループは、上記の分類に基づき、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合（ステージ1）には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合（ステージ2及びステージ3）には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。（一般的なアプローチ）

なお、上記のステージに関わらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産は、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。（単純化されたアプローチ）

信用リスクの著しい増加の判定方法

当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、契約上の支払期日より30日超の経過があった場合など、当初認識時と比較して、期末日に債務不履行発生リスクが著しく増加している場合に信用リスクが著しく増加していると判定します。

債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、期日経過の情報のほか、以下も考慮しております。

- ・発行体の外部信用格付の著しい変動
- ・投融資先の経営成績の変動
- ・投融資先の財政状態の変動

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

債務不履行の定義及び信用減損金融資産の判定方法

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化し、契約上の支払期日より90日超の経過があった場合などを債務不履行が生じていると判定し、債務不履行となっている資産、及び投融資先の重大な財政的困難、経営成績の悪化などにより、将来的に回収が困難と見込まれる資産を信用減損金融資産と判定しております。

直接償却の方針

なお、上記のステージに関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

予想信用損失の見積りに用いたインプット、仮定及び見積技法

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

ホ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

(ii) デリバティブ以外の金融負債

イ. 当初認識及び測定

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、すべて当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、「償却原価で測定する金融負債」については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しており、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の取引費用は、純損益に認識しております。

ロ. 分類及び事後測定

当社グループは、金融負債について、「償却原価で測定する金融負債」「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」「非支配株主に係る売建プット・オプション」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債

当社グループは、金融負債については、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類されるもの等を除き、「償却原価で測定する金融負債」に分類しております。

「償却原価で測定する金融負債」については、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

金融負債が、トレーディング目的保有又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定された場合、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類されます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

非支配株主に係る売建プット・オプション

企業結合時に非支配株主に対してプット・オプション（共同出資者間での合意により、支配獲得後の一定期間経過後に一定の価格にて非支配株主となる共同出資者がその出資持分を当社に売り渡す権利）を付与した場合は、そのプット・オプションの償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに、当該プット・オプションに係る非支配持分の認識を中止し、差額を資本剰余金として処理しております。プット・オプションの当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

ハ. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

(iii) デリバティブ

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得又は損失は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効な部分はその他の包括利益を通じて連結財政状態計算書においてその他の資本の構成要素として認識しております。

(iv) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法等を含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ關係のヘッジ比率が、当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ關係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的価値及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

ヘッジ關係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ關係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ關係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

(v) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうち、ヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しております。

(vi) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(vii) 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は主として個別法に基づいて算定されており、取得費、外注費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

棚卸資産は、主として、販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金、貯蔵品及び原材料から構成されております。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

当期における見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～90年
- ・機械設備及び車両運搬具 2年～30年
- ・工具器具及び備品 1年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

④ 投資不動産の減価償却方法

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数（2年～50年）にわたり、定額法により算定しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑤ 無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産については償却を行わず、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

- ・契約関連無形資産 15年
- ・顧客関連資産 15年
- ・ソフトウェア 3年～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑥ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において使用権資産に係る減価償却費と区分して認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑧ 従業員給付

当社及び連結子会社は、確定給付制度として退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

⑨ 重要な収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する

当社グループは、主要な事業として戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業を行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、それぞれの履行義務に関する情報、取引価格の決定方法、収益の認識時期等は、9. 収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

⑩ のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんは、無形資産として計上しております。

のれんの償却は行わず、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

⑪ 外貨の換算基準

(i) 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループの機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

この結果生じる換算差額は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとして資本で繰り延べられる場合を除き、純損益に認識しております。

外貨建取得原価にて測定される非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートが著しく変動している場合等を除き、主に期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。ただし、当該在外営業活動体为非完全子会社である場合には、換算差額を非支配持分へ配分しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書を適用しております。

基準書	基準書名	新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	重要な (significant) 会計方針ではなく、重要性がある (material) 会計方針の開示を要求する改訂
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	会計方針と会計上の見積りとの区別を明確化
IAS第12号	法人所得税	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化
IAS第12号	法人所得税	経済協力開発機構 (OECD) が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税制から生じる法人所得税に対する企業のエクスポージャーの開示を要求する改訂
IFRS第17号	保険契約	保険契約に関する会計処理の改訂 IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始時の比較情報に関する改訂

上記基準書の適用による当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度まで「有形固定資産」に含めて表示しておりました「投資不動産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の「投資不動産」は46,257百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------------|------------|
| 正味実現可能価額への評価減の額 | 7,257百万円 |
| 棚卸資産 | 818,356百万円 |

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、当連結会計年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。当社グループは戸建分譲事業及びマンション分譲事業を営んでおり、過去の実績や近隣相場を参考にして、景気の見通し、金利や地価の変動、税制の変更等が購買者の購入意欲に及ぼす影響も考慮した上で、正味実現可能価額を測定しております。

② 主要な仮定

棚卸資産の正味実現可能価額の算定の基礎となる売価の見積りは、将来の経済状況の変動の結果により影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、経営者等の判断が必要であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

売価の見積りは、見積りの不確実性を伴い、見積売価が変動した場合には、棚卸資産の算定及び正味実現可能価額への評価減の額に影響が生じます。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 214,832百万円

当該のれんのうち主要なものは、2013年に共同株式移転の方法により一建設(株)、(株)飯田産業、(株)東栄住宅、タクトホーム(株)、(株)アーネストワン及びアイディホーム(株)の6社を完全子会社とする株式移転設立完全親会社として設立された際に発生したものであり、その他RFP (BVI) を含むRFPグループの企業結合によるもの等が含まれます。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法 (のれんの減損テスト)

当社グループは、のれんについて、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しており、当連結会計年度末においてはウクライナ情勢が及ぼす影響を踏まえた減損テストを行っております。

減損テストの回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

② 主要な仮定

使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の算定に用いた主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの見積額を算定するための将来の販売計画、仕入・生産計画、設備投資計画及び割引率等であります。

使用価値又は処分コスト控除後の公正価値は、5年以内の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コスト（WACC）を基礎として現在価値に割引いて算定しております。

当連結会計年度の減損テストにおける主な割引率は、5社の使用価値に係るものは5.3%~5.9%を使用し、RFPグループの処分コスト控除後の公正価値に係るものは17.6%の割引率を使用しております。

将来キャッシュ・フローの予測期間は各資金生成単位の事業並びに事業環境に応じた適切な期間を設定しており、事業計画の期間後の将来キャッシュ・フローを見積る際には保守的に成長率をゼロとしております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

各資金生成単位の使用価値又は処分コスト控除後の公正価値は帳簿価額を上回っており、6社に係る使用価値の算定に用いた主要な仮定が合理的な範囲で変動したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

ただし、上記のとおり事業計画は、のれんの減損テストに使用した主要な仮定であります。事業計画は主として売上収益の増減の影響を受けるほか、主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、使用価値の算定結果が異なる可能性があり、主要な仮定が合理的な範囲を超えて変動した場合には、減損テストの結果も異なる可能性があります。

当連結会計年度末においてRFPグループに係る資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値は帳簿価額を27,086百万円上回っております。仮に、中長期における割引率のみを変数とした場合、当該割引率が5.2%上昇すると、当該公正価値は帳簿価額と等しくなるものと試算されます。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	808百万円
仕掛販売用不動産	10,346百万円
建物及び構築物	1,657百万円
土地	1,413百万円
投資不動産	0百万円
差入保証金（非流動資産のその他の金融資産を含む）	41百万円
計	14,266百万円

上記には、抵当権の登記を留保されている販売用不動産808百万円、仕掛販売用不動産9,468百万円が含まれております。

② 担保に係る債務

短期借入金	9,886百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,239百万円
契約負債	417百万円
長期借入金	6,914百万円
計	18,458百万円

上記担保のほか、フラット35住宅ローン資金の担保として、将来回収予定の営業未収金（フラット35住宅ローン債権の住宅金融支援機構による買取代金）3,177百万円を譲渡担保として差し入れております。

また、フラット35住宅ローン及びフラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、現金及び預金（普通預金）347百万円に質権が設定されております。

担保付債務は、フラット35住宅ローンに係る短期借入金3,177百万円、フラット35融資に係るつなぎ融資に係る短期借入金427百万円であります。

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保保証金（非流動資産のその他の金融資産）が7,359百万円、宅地建物取引業法に基づく営業保証金（非流動資産のその他の金融資産）が504百万円あります。

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループでは、借入金に関し取引銀行49行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約	505,493百万円
コミットメントライン契約	18,876百万円
借入実行残高	261,167百万円
借入未実行残高	263,202百万円

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	183百万円
契約資産	10百万円
営業貸付金及び営業未収入金	28百万円
その他の金融資産（流動資産）	16百万円
その他の金融資産（非流動資産）	5,412百万円

(4) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	72,625百万円
使用権資産	27,703百万円
投資不動産	4,848百万円

(5) 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入金に対する債務保証	
I ONE HOME, INC.	363百万円
(株)クリエートコーポレーション	296百万円
住宅情報館(株)	44百万円
その他	1百万円
計	705百万円

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	288,379,057株	－株	8,000,000株	280,379,057株

(注) 発行済株式数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却8,000,000株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	6,178,207株	1,822,252株	8,000,000株	459株

(注) 自己株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,822,100株及び単元未満株式の買取り152株によるものであり、減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却8,000,000株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,699	45	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年11月9日 取締役会	普通株式	12,617	45	2023年9月30日	2023年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,617	45	2024年3月31日	2024年6月26日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、主に戸建分譲事業及びマンション分譲事業を行うための資金及び運転資金等の資金需要に対し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については預金等に限定しております。

当社グループは、経営の健全性・効率性を維持し、持続的な成長を実現するため、事業のリスクに見合った適正な資本水準並びに負債・資本構成を維持することを基本方針としております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社及び一部の連結子会社において行っているデリバティブについては、為替変動リスク又は金利変動リスクを回避する目的で活用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

当社グループは、主に米ドルレート、露ルーブルレート及びインドネシアルピアレート等の変動による為替リスクに晒されておりますが、外貨建による原材料調達等については必要に応じて為替予約契約を利用しており、現時点においては、その影響は当社グループにとっては限定的なものであると考えております。

(6) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、主に事業用地の取得に対する資金調達を目的とした借入金及び社債の金利変動は、借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、主に月次単位で報告資料の作成を行い、急激な金利変動がないか管理を行うことにより金利変動リスクを管理しております。また長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約単位でデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(7) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、債券や株式等を保有していることから、これらの債券や株式の市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループは、定期的に公正価値や発行者等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(8) 金融商品の公正価値

① 金融商品の帳簿価額及び公正価値

2024年3月31日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び預金	433,931	433,931
営業債権及びその他の債権	12,021	12,021
営業貸付金及び営業未収入金	9,531	9,531
その他の金融資産	38,312	38,313
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	168	168
その他の金融資産（金利スワップ）	457	457
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	19,695	19,695
合計	514,118	514,119
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金	593,671	592,421
営業債務及びその他の債務	134,111	134,111
その他の金融負債	11,934	11,934
非支配株主に係る売建プット・オプション		
その他の金融負債	11,794	11,794
合計	751,512	750,261

② 金融商品の公正価値の算定方法

(現金及び預金)

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(営業債権及びその他の債権)

短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(営業貸付金及び営業未収入金、償却原価で測定するその他の金融資産)

短期の貸付金等は、主に変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、公正価値は帳簿価額と近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によっております。

上記以外の長期の貸付金等の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しております。

国債等の債券については、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産)

主に株式及び出資金等の資本性金融商品であり、上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定し、非上場株式及び出資金等の公正価値については、類似企業比較法、収益還元法及び簿価純資産法を併用して算定しております。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しております。収益還元法では、対象企業の株主資本コストを収益還元率とし、対象企業の収益額から公正価値を算定しております。非上場株式及び出資金等の公正価値測定に当たっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを考慮しております。国債等の債券については、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しております。

なお、預託金方式による会員権等の負債性金融商品の公正価値は期末日の市場価格等によって算定しております。

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産（金利スワップ）は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(社債及び借入金)

社債及び借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しております。

(営業債務及びその他の債務)

当該債務については、主として短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(その他の金融負債)

償却原価で測定するその他の金融負債のうち、短期間に決済されるものの帳簿価額は公正価値に近似しており、それ以外の長期の金融負債等の公正価値は未払金融負債総額の現在価値で測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融負債(金利スワップ)は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

8. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の戸建住宅、マンション、オフィスビル等(土地を含む)を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
59,064	63,317

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

9. 収益認識に関する注記

収益の分解

(1) 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

顧客との契約から認識した収益	1,430,242
その他の源泉から認識した収益	8,938
合計	1,439,180

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 分解した収益とセグメント収益の関連

主たる事業区分及び収益認識の時期による収益の分解とセグメントとの関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						
	一建設 グループ	飯田産業 グループ	東栄住宅 グループ	タクトホーム グループ	アーネストワン グループ	アイディホーム	計
事業区分							
戸建分譲事業	301,154	219,303	172,252	177,066	257,286	89,649	1,216,712
マンション分譲事業	27,391	22,972	613	—	20,352	1,639	72,969
請負工事事業	37,855	6,319	15,566	2,340	11,944	585	74,611
その他	25,338	5,710	643	1,972	468	290	34,423
合計	391,739	254,304	189,076	181,379	290,051	92,165	1,398,716
一時点で移転される財	347,189	246,860	173,259	173,994	278,107	91,400	1,310,812
一定期間にわたり移転されるサービス	44,550	7,443	15,816	7,384	11,944	765	87,904
合計	391,739	254,304	189,076	181,379	290,051	92,165	1,398,716

	その他	合計
事業区分		
戸建分譲事業	732	1,217,445
マンション分譲事業	551	73,520
請負工事事業	1,233	75,844
その他	29,007	63,431
合計	31,525	1,430,242
一時点で移転される財	30,291	1,341,104
一定期間にわたり移転されるサービス	1,233	89,137
合計	31,525	1,430,242

当社グループは、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業であるその他の事業を行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

戸建分譲事業

戸建分譲事業は、すべての報告セグメントにて行っており、主に戸建住宅及び宅地の販売等に区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。

(戸建住宅及び宅地の販売)

戸建住宅及び宅地の販売は、用地の仕入から造成、企画、設計、施工までを自社一貫体制にて行った戸建住宅（土地付き建物）及び宅地を顧客へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

なお、当社グループの事業には、宅地を販売した顧客と一定期間内に当該宅地に建物を建築するための建物請負工事契約を締結し当該契約に基づき住宅の建築工事を請け負う事業があります。これらのうち戸建分譲事業には下記の注文住宅事業に区分されない一部の請負工事が含まれますが、当該請負工事における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、下記の請負工事事業における注文住宅事業と同様であります。

マンション分譲事業

マンション分譲事業は、主に「一建設グループ」「飯田産業グループ」「アーネストワングループ」にて行っており、主な収益を以下のとおり認識しております。

マンション分譲事業は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を顧客へ販売する事業等であります。当該マンション分譲事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の戸建分譲事業における戸建住宅と同様であります。

請負工事事業

請負工事事業は、すべての報告セグメントにて行っており、主に注文住宅事業、リフォーム・オプション工事事業に区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。

(注文住宅事業)

注文住宅事業は、規格型注文住宅及び自由設計注文住宅の建築工事を請け負う事業であり、顧客（個人及び法人）との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。

当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって注文住宅事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額の受領日と同日としているため、建物引渡しと同時期に請負代金の支払いを受けております。

なお、戸建分譲事業等における販売促進費用等の顧客に支払われる対価の一部については、取引価格の減額であるとして売上収益を減額する会計処理を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,466円09銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 132円57銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	197,258	流 動 負 債	25,256
現金及び預金	93,202	短期借入金	16,231
関係会社未収入金	1,658	1年内返済予定の長期借入金	6,847
関係会社短期貸付金	91,010	未払金	1,081
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	8,991	未払法人税等	605
その他の	2,396	賞与引当金	73
固 定 資 産	778,006	その他の引当金	259
有 形 固 定 資 産	15,419	その他の	157
建物	6,181	固 定 負 債	290,576
構築物	32	長期借入金	290,241
機械及び装置	643	退職給付引当金	143
車両運搬具	1	その他の	191
工具器具及び備品	283		
土地	9,504	負 債 合 計	315,832
リース資産	31	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△1,259	株 主 資 本	659,432
無 形 固 定 資 産	264	資 本 金	10,000
ソフトウェア	239	資 本 剰 余 金	458,083
その他の	25	資 本 準 備 金	2,500
投資その他の資産	762,321	その他資本剰余金	455,583
関係会社株式	525,596	利 益 剰 余 金	191,349
関係会社出資金	8,146	その他利益剰余金	191,349
関係会社長期貸付金	224,585	繰越利益剰余金	191,349
繰延税金資産	164	自 己 株 式	△1
その他の	3,828	純 資 産 合 計	659,432
資 産 合 計	975,264	負 債 純 資 産 合 計	975,264

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	39,136	
経 営 指 導 料	5,055	
商 品 売 上 高	629	
不 動 産 賃 貸 収 入	231	
そ の 他	110	45,162
営 業 原 価		
商 品 売 上 原 価	624	
不 動 産 賃 貸 原 価	113	
そ の 他	54	792
営 業 総 利 益		44,370
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,243	5,243
営 業 利 益		39,126
営 業 外 収 益		2,130
営 業 外 費 用		2,151
経 常 利 益		39,106
税 引 前 当 期 純 利 益		39,106
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	309	
法 人 税 等 調 整 額	△167	142
当 期 純 利 益		38,964

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	10,000	2,500	473,691	476,191	177,701	177,701	△13,506	650,386
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△25,316	△25,316		△25,316
当 期 純 利 益					38,964	38,964		38,964
自 己 株 式 の 取 得							△4,602	△4,602
自 己 株 式 の 消 却			△18,108	△18,108			18,108	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△18,108	△18,108	13,648	13,648	13,505	9,045
当 期 末 残 高	10,000	2,500	455,583	458,083	191,349	191,349	△1	659,432

	純資産合計
当 期 首 残 高	650,386
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△25,316
当 期 純 利 益	38,964
自 己 株 式 の 取 得	△4,602
自 己 株 式 の 消 却	-
当 期 変 動 額 合 計	9,045
当 期 末 残 高	659,432

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備 定額法

上記以外の有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 10～12年

工具器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用し、利息及び配当金等並びに賃貸収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は持株会社として、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事業及びこれらに関連する事業を行う子会社等の経営管理を行うことを、主たる業務としております。経営管理業務については、子会社との経営指導契約に基づく受託業務を子会社に対し提供することを履行義務として識別しており、当該履行義務は経営指導契約に定める受託業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。取引価格は経営指導契約に基づき決定され、同契約に定める各支払期日に支払いを受けております。なお、当該経営指導契約に基づく取引価格に変動対価及び重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価（RFPグループ）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	19,120百万円
関係会社長期貸付金	36,741百万円

当該計上した金額は、子会社であるRFP（BVI）への出資19,120百万円です。RFP（BVI）においては子会社18社への間接出資が行われており、当社からRFP（BVI）への直接融資が4,602百万円、Dallesprom（RFP（BVI）の100%子会社）への直接融資が32,139百万円あります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

RFP（BVI）の子会社18社を含む実質価額の回復可能性や融資の回収可能性について、主としてRFPグループ（RFP（BVI）を含む計19社）の将来の事業計画により判定しております。また、RFP（BVI）の実質価額にはRFPグループの超過収益力が加味されており、超過収益力の減少の有無をRFPグループの事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー及び割引率等に基づいて判定しております。

② 主要な仮定

RFP（BVI）の実質価額及びその回復可能性の判断に用いた主要な仮定は、RFPグループにおける販売計画、生産価格、設備投資計画及び割引率等であります。将来の販売計画、生産計画、設備投資計画及び割引率等の見積りについては不確実性を伴い、将来の市況に関する経営者の判断を伴うものであります。これらの主要な仮定の詳細につきましては、連結注記表4．会計上の見積りに関する注記、のれんの評価をご参照下さい。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である将来の販売計画、生産計画、設備投資計画及び割引率等は、見積りの不確実性が高く、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合、RFPグループへの出資及び融資の評価に重要な修正を生じさせる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,025百万円
短期金銭債務	89百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

営業取引による取引高	
営業収益	44,933百万円
営業費用	1,189百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,096百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	459株
------	------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	64百万円
未払事業税	110百万円
賞与引当金	22百万円
未払金	6百万円
繰延資産償却超過額	7百万円
退職給付引当金	44百万円
その他引当金	79百万円
その他	66百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	401百万円
評価性引当額	△168百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	233百万円

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

為替差損益	△27百万円
その他	△40百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△68百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	164百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	一建設(株)	所有直接 100.00%	役員の内兼任	資金の貸付(注)	35,039	関係会社 短期貸付金	31,900
				資金の回収	7,664	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	2,387
				利息の受取(注)	551	関係会社 長期貸付金	75,177
子会社	(株)飯田産業	所有直接 100.00%	役員の内兼任	資金の貸付(注)	2,600	関係会社 短期貸付金	15,500
				資金の回収	118	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	100
				利息の受取(注)	318	関係会社 長期貸付金	39,161
子会社	タクトホーム(株)	所有直接 100.00%	役員の内兼任	資金の貸付(注)	8,649	関係会社 短期貸付金	8,300
				資金の回収	1,846	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	2,115
				利息の受取(注)	154	関係会社 長期貸付金	17,385
子会社	(株)アーネストワン	所有直接 100.00%	役員の内兼任	資金の貸付(注)	5,900	関係会社 短期貸付金	21,100
				資金の回収	2,000	関係会社 長期貸付金	3,000
				利息の受取(注)	28		

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	パラダイスリゾート(株)	所有間接 100.00%	役員の兼任	資金の貸付 (注) 資金の回収 利息の受取 (注)	14,139 8,760 141	関係会社 長期貸付金	21,133
子会社	Dallesprom	所有間接 100.00%	—	利息の受取 (注)	290	関係会社 長期貸付金	32,139

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案した利率にて行われております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,351円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 138円84銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

飯田グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石 黒 一 裕
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 江 下 聖
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 藤 森 允 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、飯田グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
と
通
知

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

飯田グループホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石 黒 一 裕
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 江 下 聖
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 藤 森 允 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、業務の状況等を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（以下「内部統制システム」という。）について、取締役等から、その構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

飯田グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	石丸郁子	Ⓔ
常勤監査役	島崎誠	Ⓔ
社外監査役	田中千税	Ⓔ
社外監査役	藤田浩司	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと位置付け、経営体質の強化と将来のグループ全体としての事業展開を考慮しつつ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は12,617,036,910円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
補欠 社外 独立 まつもと はじめ 松本 創 (1972年7月29日生)	2007年12月 第一東京弁護士会登録 2007年12月 井垣法律特許事務所入所(現任)	—
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 弁護士として法律に関する専門的な知識と豊富な経験を活かして当社監査の充実を図ることができるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で過去に会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を補償します。松本創氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。
5. 候補者が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号 当社本店地下1階会議室
TEL 0422-60-8888 (代表)

飯田グループホールディングス株式会社



交通 JR中央線「三鷹駅」北口 徒歩約3分

※駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車及び自転車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。